

仕事を続けながら、 家族を介護できるように

高齢化が進み、介護を担う労働者は増えています。

介護のために仕事を辞めようか…と悩んでいませんか？

仕事と介護の両立を支援する制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。



仕事と介護を両立するための大切なポイントは、

介護保険制度

等による支援やサービス

を利用しながら、

介護休業法等の

両立支援制度

を上手く組み合わせて使い、

仕事と介護を両立しながら働くための体制 を作っていくことです。

◆介護保険制度に関するお問い合わせ

熟年相談室（地域包括支援センター）

月曜日～土曜日（午前9時～午後6時）



◆両立支援制度については裏面へ

熟年者の暮らしを地域で支えるための総合相談窓口です



江戸川区 介護保険課相談係 03-5662-0061





仕事と介護の両立を支援する制度

仕事を辞める前に、まずご相談ください



介護休業制度の概要

働きながら要介護状態(※1)にある家族(※2)の介護等をするために、以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。

- ※1 要介護状態：介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象になります。
- ※2 家族：配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

介護休暇

対象家族1人につき**年5日**まで
(対象家族が2人以上の場合は年10日まで)
1日または時間単位で休暇を取得できます

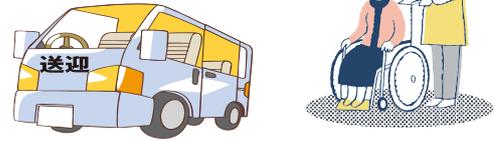
- ・病院への付き添い等で、数時間仕事を休みたいとき
- ・ケアマネジャーとの打ち合わせのとき
- ・入退院の際の立ち合いなどに使えます。



勤務時間短縮等

短時間勤務・フレックスタイム・時差勤務・介護費用の助成措置
※会社によって利用できる制度が異なります

- ・デイサービスの送迎時間に合わせて勤務時間を調整したいときなどに使えます



介護休業

対象家族1人につき**3回**まで、**通算93日**まで休業できます
有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の要件を満たせば取得できます

- ・介護の認定申請、ケアマネジャーとの相談、施設見学など、まとまった休みが欲しいときなどに使えます

自分が介護に専念する期間でなく、
仕事と介護の両立に向けて、
介護の体制を整える期間として使いましょう



その他にも **所定外労働の制限(残業免除)** **時間外労働の制限** **深夜業の制限** などの制度があります。

制度の申出などによる「不利益な取扱い」は禁止、事業主は「ハラスメント防止措置」の義務付けがなされています。勤務先の就業規則に規定がないなど、制度がない場合でも、法に基づいて利用できます。

◆厚生労働省の特設サイトにも詳しく掲載されています



◆制度に関するお問い合わせは、東京労働局へ



介護休業中の経済的支援

介護休業給付金

雇用保険の被保険者が、育児・介護休業法に基づく介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額**の67%の介護休業給付金**が支給されます



◆詳細は、最寄りのハローワークへお問い合わせください

